

暴力団排除条項の導入に伴うお客様へのお願い

当組合では、暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を、普通預金取引をはじめとする各種預金取引規定に導入するとともに、口座開設などのお申込の際に、お客様が反社会的勢力には該当しないことを確認させていただきお取扱を平成 23 年 11 月 1 日から開始いたします。

本条項により、取引開始後にお申込の際の申告が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、取引を解約させていただくこととなります。本条項導入前に、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約の対象となります。

このお取扱は、政府策定の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」等を踏まえたものです。

当組合は、この政府指針の趣旨を踏まえて、反社会的勢力との関係遮断につとめてまいりますので、お客様にもご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 23 年 10 月 28 日

新栄信用組合